

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和3年第2回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
9	令和 2 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
1 0	令和 2 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
1 1	令和 2 年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5
1 2	専決処分の承認を求めることについて(令和 3 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 3 号))	7
(議 案)		
3 1	市税条例等の一部改正について	8
3 2	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	1 1
3 3	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 3
3 4	藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1 5
3 5	市道路線の廃止について	1 7
3 6	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1 8
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2 0

このほかの提出議案

報告番号	1 3	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
	1 4	公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
議案番号	3 7	令和 3 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 4 号)について
	3 8	令和 3 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)につ

いて

39 令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

40 令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて

報告第9号

令和2年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和2年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						国庫支出金	未収入特定財源	地方債	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	勤怠管理システム構築業務	29,304,000	29,304,000	0	29,304,000	0	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	仮想会議室用シンククライアントパソコン等購入費	5,294,000	5,294,000	0	0	0	0	5,294,000
2. 総務費	1. 総務管理費	後期高齢者医療特別会計繰出金	5,603,000	5,603,000	0	0	0	0	5,603,000
2. 総務費	2. 徴税費	コンビニ交付事業 (コンビニ交付データ連携構築業務委託)	4,510,000	4,510,000	0	0	0	0	4,510,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付事業 (コンビニ交付システムクラウド構築業務委託、 コンビニ交付データ連携構築業務委託)	26,730,000	25,630,000	0	0	0	0	25,630,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	藤井寺市子どもの笑顔サポート給付金	220,000,000	400,000	0	0	0	0	400,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業 (通信運搬費・手数料・委託料)	3,214,000	3,214,000	0	3,214,000	0	0	0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	市立保健センタートイレ改修業務	2,477,000	2,477,000	0	1,000	0	0	2,476,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立道明寺東小学校トイレ改修事業 (工事監理業務委託・工事)	71,150,000	71,150,000	0	18,925,000	49,400,000	0	2,825,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立小学校における感染症対策事業 (消耗品費・手数料・備品購入費)	9,200,000	9,200,000	0	4,600,000	0	0	4,600,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立藤井寺南小学校防球ネット改修業務	1,600,000	1,600,000	0	0	0	0	1,600,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立第三中学校トイレ改修事業 (工事監理業務委託・工事)	76,900,000	76,900,000	0	20,970,000	53,300,000	0	2,630,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立中学校における感染症対策事業 (消耗品費・手数料・備品購入費)	4,000,000	4,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000
9. 教育費	5. 社会教育費	図書消毒機購入費	1,745,000	1,745,000	0	1,744,000	0	0	1,000
合 計			461,727,000	241,027,000	0	80,758,000	102,700,000	0	57,569,000

報告第10号

令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算
書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、
令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとお
り報告する。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和2年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
1. 総務費	2. 徴収費		円	円	円	円	円	円
		市税等システムキャッシュレス決済等対応業務	5,192,000	5,192,000	0	0	0	5,192,000
1. 総務費	2. 徴収費	収納に係るスキマシステム業務	411,000	411,000	0	0	0	411,000
		合計	5,603,000	5,603,000	0	0	0	5,603,000

報告第11号

令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和2年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越る要なる年度の繰入額を超過するた	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1.資本的支出	1.建設改良費	令和2年度第5工区工事	円 70,510,000	円 25,510,000	円 45,000,000	円 28,200,000	円 16,800,000	円 0	円 0	円 0	本工事で使用する工事の間に、機械の調達に時間を要したため

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて(令和3年度藤井寺市一般会計補
正予算(第3号))

令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和
22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 3 1 号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 3 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の公布に伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の延長、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、償却資産に係るわがまち特例の追加その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条の2第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の2第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第3条の3中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の2中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例の一部を改正する条例(令和2年藤井寺市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、市税条例第44条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第45条第4項の改正規定中「又は第31項」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第47条の改正規定中「第47条第4項」を「第47条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同

条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第23条の2第1項の改正規定及び同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中市税条例第14条第2項及び第28条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中市税条例附則第6条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第23条の2第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の市税条例第23条の2第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第2項及び第28条の3第1項並びに同条例附則第3条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号被保険者の保険料の減免を、令和 3 年度においても行うため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」を「令和2年度分の保険料であって、令和3年3月中に第1号被保険者の資格を取得したことにより、令和3年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められている保険料及び令和3年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 52 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、電磁的方法による対応が追加されたこと等に伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）

」

を

「

第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）

第6章 雑則（第50条）

」

に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 29 号）により、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）の一部が改正され、押印を求める手続が見直されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

藤井寺市固定資産評価審査委員会条例（平成11年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「署名押印」を「署名」に改める。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

市道路線の廃止について

次のとおり路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1. 廃止路線

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
施基中町長老北線	小山1丁目582番先 (小山582番先) 小山1丁目570番4先 (小山570番先)		———

提案理由

当該路線が一般交通の用に供する必要がなくなったため、市道路線を廃止するものである。

議案第36号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

國 下 尊 央

瀬 川 覚

提案理由

現委員岡本光氏及び河井計実氏が、令和3年7月19日を以って辞任するため、後任として任命するものである。

住所



國 下 尊 央
生

住所



瀬 川 覚
生

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年6月10日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

服 部 仁 美

大 崎 信 久

提案理由

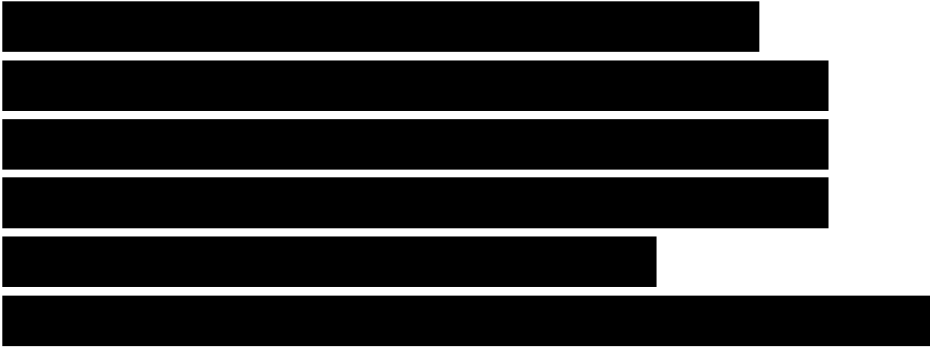
服部仁美氏は、令和3年12月31日任期満了によるものであり、大崎信久氏は、現委員藤井勲氏の令和3年12月31日任期満了による後任として推薦するものである。

住所



服 部 仁 美
生

略 歴



- 同 24年10月 人権擁護委員
- 同 28年 1月 人権擁護委員
- 同 31年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

住所



大 崎 信 久



生

略 歴



